

## 三郷市景観計画の届出状況

### 1. 4月からの届出件数と審議会案件について

（10月27日現在）

件数	届出全体	勧告又は命令 （条例第18条関係）	勧告又は命令の適用除外 （条例第20条関係）
事前協議	231件	0件	0件
法定届出	212件		
完了届出	20件		

∴ 届出に関し審議会に諮る案件はありません。

（勧告又は命令）  
 第18条 市長は、法第16条第3項に規定する勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令（以下「勧告又は命令」をいう。）を行うときは、三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

（勧告又は命令の適用除外）  
 第20条 市長は、埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第42号）第13条第1項の規定に基づき、大規模行為景観形成基準に適合している旨の通知を交付された建築物又は工作物が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、法第16条第3項並びに法第17条第1項及び第5項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、あらかじめ三郷市景観審議会の意見を聴くものとする。

(1) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる色彩の変更で、変更前と同等の色彩を従前の位置で使用する行為

(2) 正当な理由により行う行為

## 2. 受付件数及び処理期間の推移（10月27日現在）

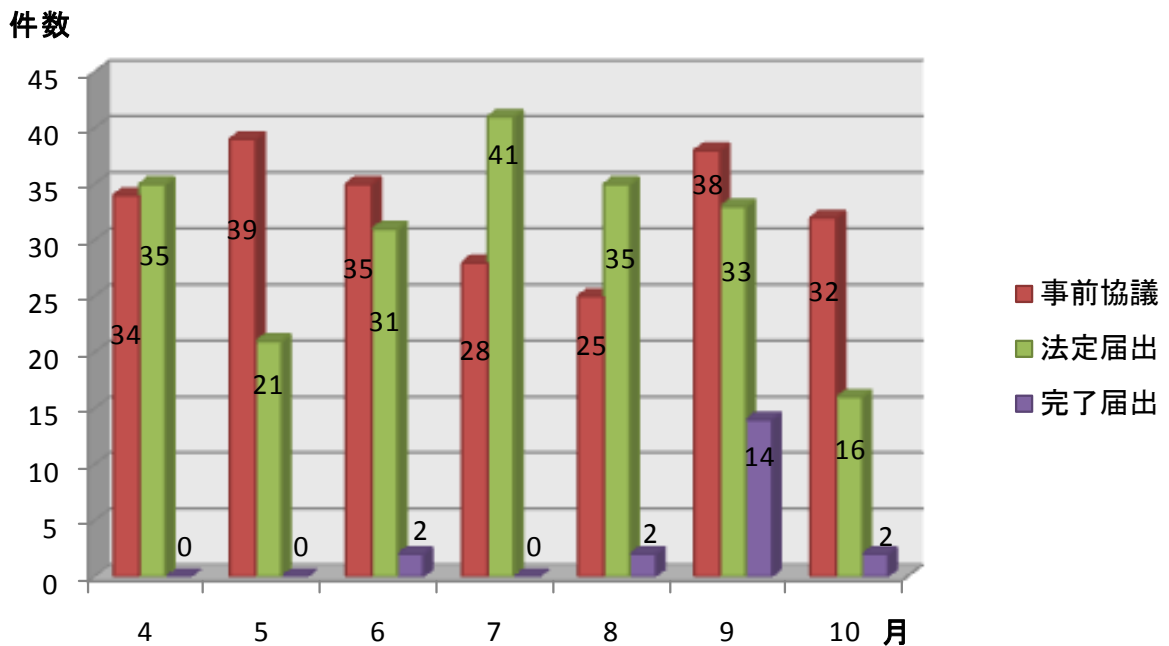
### ①届出全体件数

#### 月別受付件数

月	事前協議	法定届出	完了届出
4	34 (25)	35 (27)	—
5	39 (32)	21 (17)	—
6	35 (22)	31 (24)	2 (0)
7	28 (24)	41 (32)	—
8	25 (23)	35 (30)	2 (1)
9	38 (30)	33 (30)	14 (9)
10	32 (31)	16 (13)	2 (2)
計	231 (187)	212 (173)	20 (12)

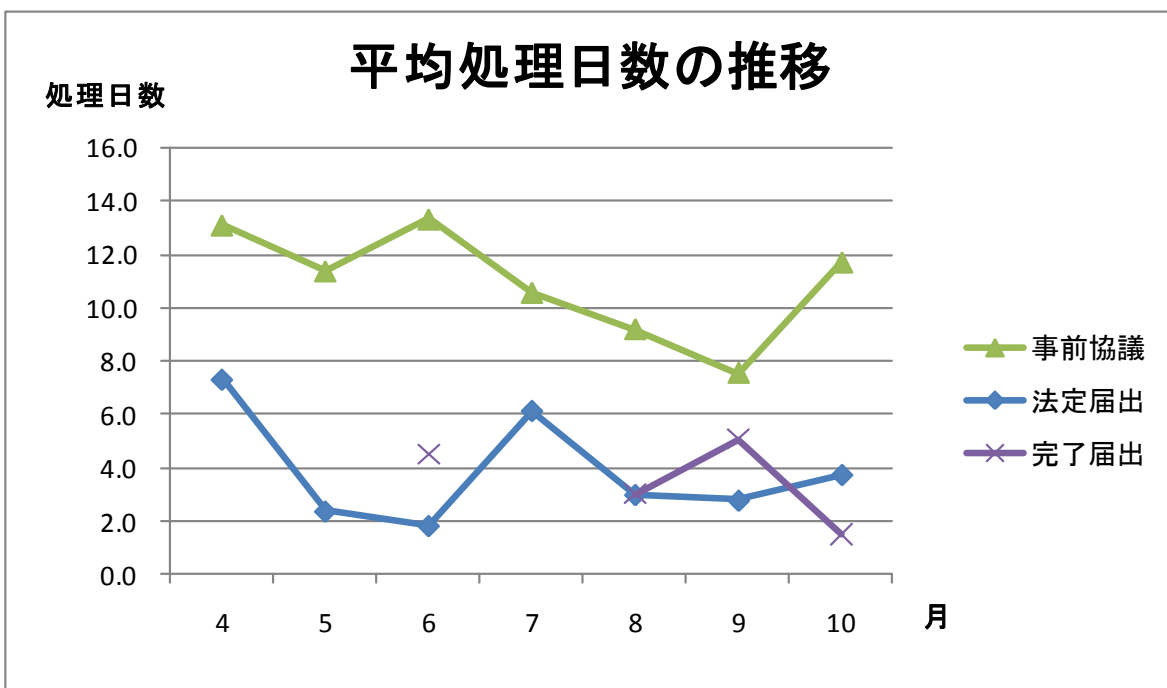
※カッコ内は戸建住宅の件数

### 受付件数の推移



月別平均処理期間

月	事前協議	法定届出	完了届出
4	13.1	7.3	
5	11.4	2.4	
6	13.3	1.8	4.5
7	10.6	6.1	
8	9.2	3.0	3.0
9	7.6	2.8	5.1
10	11.7	3.8	1.5



### 3. 景観アドバイザーによる審査について

#### 審査依頼件数と指導結果

##### 審査依頼件数

月	4	5	6	7	8	9	10	計
件数	0	3	1	2	0	2	0	8

##### 審査内容と結果

	用途・規模・場所	アドバイザーの助言を受けて行った主な指導内容	指導結果
⑦	特別養護老人ホーム 3階建て 高さ 13.50m 半田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の露出を抑えるように配慮を求める。</li> <li>・植栽について隣接した農地に配慮した樹種の選定を求める。</li> <li>・外構のフェンスの色彩を景観になじむよう配慮を求める。</li> </ul>	・協議中
⑧	有料老人ホーム 7階建て 高さ 22.35m 三郷中央地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯設備について歩行者から目立たなくなるように配慮を求める。</li> </ul>	・付帯設備の色の変更やルーバーの設置はできないが中木の植栽により目立たなくする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽の質・量・配置について駐車場の露出を抑え緑の連続性を確保するように配慮を求める。</li> </ul>	・通り沿いに高木を計 4 本追加する。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外構の床タイル張りについて過度に目立つものを避けるよう配慮を求める。</li> </ul>	・使用する商品はまだ決まっていないので前面道路との連続性を考慮して計画する。